

市第6号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第17条第8項中「、個人の市民税とこれを」を「、個人の市民税、法第41条第1項の規定によりこれと」に、「又は固定資産税と」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第135条第1項の規定により」に、「とこれを併せて徴収する個人の県民税については、第6項」を「、個人の県民税及び森林環境税に対する第6項の規定の適用については、同項」に改める。

第31条第2項中「においては」を「には、法又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか」に、「をあわせて」を「及び森林環境税を併せて」に改める。

第33条の5第2項本文中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、その納税者に未納の徴収金があるときは

、その還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、その特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

第33条の5の7第2項本文中「例によって」を「例により」に改め、同項ただし書を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、その特別徴収対象年金所得者に未納の徴収金があるときは、その還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、その特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

第34条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第34条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第21条第1項第1号に掲げる者が、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち同条第6項の規定に基づく総務省令で定めるものについては、同項の規定に基づく総務省令で定める記載によることができる。

第34条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第34条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第21条第1項第1号に掲げる者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同条第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第35条第1項中「第7項又は第8項」を「第8項又は第9項」に、「によって」を「により」に改める。

附則第6条第1項中「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長に」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この条において「都道府県知事等」という。）に」に、「当該地方団体の長」を「当該都道府県知事等」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項第3号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道

府県知事等」に改め、同項第4号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第9条第1項中「第18項、第32項、第37項、第43項、第44項並びに第46項」を「第19項、第33項、第38項、第44項、第45項並びに第47項」に改め、同条第6項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に、「5分の3」を「2分の1（当該償却資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、5分の3）」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「附則第15条第32項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第10項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第11項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第12項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第13項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第16条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第72条の3第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第17条中「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指

定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	1,000円
第73条第2号ウ	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項各号に掲げるガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち、3輪以上のものに対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	2,000円
第73条第2号ウ	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち、3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	3,000円
第73条第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第18条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第7項」を「第4項」に改め、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第17条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第18条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年2月横浜市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち横浜市市税条例附則第17条の改正規定中「第4項」を「第7項」に改める。

第4条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年10月横浜市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、横浜市市税条例第33条の6に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第7項に係る部分に限る。)中「この項及び次項」を「この条」に改め、「(次項)の次に「及び第9項」を加え、「その他法第321条の8第42項の規定に基づく総務省令で定める方法」を削り、同改正規定(第33条の6第9項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次

に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。  
。

10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は法第321条の8第46項後段に規定する総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う第7項の申告についても、同様とする。

11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規



定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法第321条の8第47項の規定に基づく総務省令で定める事項を記載した申請書に同項の規定に基づく総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（前項に規定する理由が生じた日が同条第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は法第321条の8第4項、第19項若しくは第23項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。

12 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法第321条の8第53項の規定に基づく総務省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

13 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

14 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第12項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6

項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1項第3号中「3項」を「8項」に改める。

附則第6項中「第9項」を「第14項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中横浜市市税条例（以下「条例」という。）附則第6条の改正規定及び附則第7項の規定 令和元年6月1日
  - (2) 第1条中条例附則第16条の6に1項を加える改正規定、条例附則第17条第1項の改正規定、同条に3項を加える改正規定及び条例附則第18条の改正規定並びに附則第8項及び第9項の規定 令和元年10月1日
  - (3) 第1条のうち条例第34条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに条例第34条の3、第34条の4及び第35条第1項の改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和2年1月1日
  - (4) 第1条のうち条例第34条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定及び附則第4項の規定 令和3

年1月1日

(5) 第2条及び附則第10項の規定 令和3年4月1日

(6) 第1条中条例第17条第8項、第31条第2項、第33条の5第2項及び第33条の5の7第2項の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第17条第8項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第33条の5第2項及び第33条の5の7第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額について適用し、令和5年度分までの個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額については、なお従前の例による。
- 4 新条例第34条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第34条第6項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第34条の4第1項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正

する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第34条の4第1項に規定する申告書について適用する。

- 7 新条例附則第6条の規定は、市民税の所得割の納税義務者（以下この項において「納税義務者」という。）が附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、納税義務者が同日前に支出した地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、納税義務者が附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日から令和元年12月31日までの間に支出する新法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金に係る新条例附則第6条第2項の規定の適用については、同項第3号中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）」と、「送付した」とあるのは「送付し、又は横浜市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年 月横浜市条例第 号）第1条の規定による改正前の横浜市市税条例附則第6条第1項に規定する申告特

例通知書を送付した」とし、納税義務者が平成31年1月1日から令和元年5月31日までの間に支出した旧法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金に係る第1条の規定による改正前の条例附則第6条第2項の規定の適用については、同項第3号中「送付した」とあるのは、「送付し、又は横浜市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年 月横浜市条例第 号）第1条の規定による改正後の横浜市市税条例附則第6条第1項に規定する申告特例通知書を送付した」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 8 新条例附則第16条の6第3項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 9 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 10 第2条の規定による改正後の条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

### 提 案 理 由

地方税法の一部改正等に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

第1条関係

（課税標準額、税額等の端数計算）

第17条（第1項から第7項まで省略）

8 第2項、第3項（市税の確定金額の全額が100円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。）及び前3項の規定の適用については、個人の市民税、法第41条第1項の規定によりこれと併せて徴収する個人の県民税及び森林環境税又は固定資産税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第135条第1項の規定によりこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によって徴収する個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税に対する第6項の規定とこれを併せて徴収する個人の県民税については、第6項の適用については、同項中「1,000円」とあるのは、「100円」とする。

（個人の市民税の徴収方法）

第31条（第1項省略）

2 個人の市民税を賦課徴収する場合 には、法又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、その個人の県民税及び森林環境税を併せて 賦課し、及び をあわせて徴収するものとする。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

## 第33条の5 (第1項省略)

2 法第321条の6第1項の規定により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が、その納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）には、市長はその過納又は誤納に係る税額を、法第17条の規定の例<sup>により</sup><sub>によって</sub>、その納税者に還付しなければならない。

° 但し、その納税者に未納の徴収金がある場合は、法第17条のこの場合2の規定の例によってこれを充当することができる。この場合において、その納税者に未納の徴収金があるときは、その還付には、その特別徴収義務者について法第17条及び法第17条の2すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、その特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

## 第33条の5の7 (第1項省略)

2 第33条の5の5第4項（前条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がその特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所

得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）には、市長は、その過納又は誤納に係る税額を、法第17条の規定の例により、その特別徴収対象年金所得者に還付しなければならない。ただし、その特別徴収対象年金所得者に未納の徴収金がある場合は、法第17条の2の規定の例によってこれを充当することができる。この場合には、その特別徴収対象年金所得者に未納の徴収金があるときは、その還付義務者について法第17条及び法第17条の2の規定の適用はなすべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、その特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

（市民税の申告義務等）

第34条 第21条第1項第1号の者は、3月15日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第35条の2第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に



規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法第317条の2第1項ただし書に規定する寄附金税額控除額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得以外の所得を有しなかった者等」という。)については、この限りでない。

(第1号から第7号まで省略)

(8) 当該申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

$\frac{(9)}{(8)}$  (本文省略)

(第2項から第5項まで省略)

6 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第21条第1項第1号に掲げる者が、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち同条第6項の規定に基づく総務省令で定めるものについては、同項の規定に基づく総務省令で定める記載によることができる。

$\frac{7}{6}$  (本文省略)

$\frac{8}{7}$  (本文省略)

$\frac{9}{8}$  (本文省略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)  
扶養親族申告書

第34条の3 (本文省略)

- (個人<sup>の</sup>の市民税に係る公的年金等受給者の<sup>扶養親族等申告書</sup>  
<sup>扶養親族申告書</sup>)
- 第34条の4 所得税法<sup>第203条の6第1項</sup>  
<sup>第203条の5第1項</sup>の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者<sup>又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)</sup>の支払を受ける第21条第1項第1号に掲げる者であつて、<sup>扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)</sup>を有する者若しくは<sup>単身児童扶養者である者</sup>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき<sup>所得税法第203条の6第1項に規定する</sup>公的年金等の支払者<sup>同項の</sup>(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<sup>公的年金等</sup>  
<sup>同項に規定する公的年金等</sup>の支払を受ける日の前日までに、法第317条の3の3第1項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<sup>所得税法第203条の6第</sup>  
<sup>第203条の5第</sup>  
<sup>2項</sup>  
<sup>2項</sup>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法第317条の3の3第2項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することが

できる。

(第3項省略)

- 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法第317条の3の3第4項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(第5項省略)

(個人の市民税に関する不申告の過料)

- 第35条 市長は、市民税の納税義務者が第34条第1項、第2項、第8項又は第9項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった場合は、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(第2項省略)

附 則

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

- 第6条 法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金以下この条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する者(特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、法附則第7条第8項に規定する寄附金税額控除額(以下こ

の項において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受ける目的以外に、特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税の所得割について第34条第1項から第5項までの規定による申告書の提出(第34条の2第1項の規定により第34条第1項から第4項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。次項第2号において同じ。)を要しないと見込まれるものに限る。)は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第34条第3項の規定による申告書の提出(第34条の2第1項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、特例控除対象寄附金を支出する際、法附則第7条第8項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(以下この条において「都道府県知事等」という。)に対し、当該都道府県知事等から市長に同項に規定する申告特例通知書(次項において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この項において「申告特例の求め」という。)を行った者が、次のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行った者が当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金を支出する年(以下この項において「申告特例対象年」という。)に支出した特例控除対象寄附金に係る申告特例の求め及び法附則

第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付（第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかったものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

（第1号及び第2号省略）

(3) 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に地方団体に対する寄附金について、法附則第7条第12項の規定により申告特例通知書を送付した都道府県知事等地方団体の長の数が5を超えたとき。

(4) 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に地方団体に対する寄附金について、法附則第7条第12項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なったとき。

（固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第9条 法附則第15条（第2項第1号、第2号及び第6号、第8項、第19項、第33項、第38項、第44項、第45項並びに第47項を第18項、第32項、第37項、第43項、第44項並びに第46項を除く。以下この項において同じ。）、第15条の2又は第15条の3に規定する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準は、第45条から第47条まで又は第130条第1項の規定にかかわらず、それぞれ法附則第15条から第15条の3までの規定に規定する額とする。

（第2項から第5項まで省略）

6 法附則第15条第19項附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条

又は第130条第1項の規定にかかわらず、法附則第15条第19項  
附則第15条第18項  
に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家  
屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準と  
なるべき価格に $\frac{2}{5}$ 分の $\frac{1}{3}$ （当該償却資産が法第389条の規定の  
適用を受ける場合にあっては、 $\frac{5}{3}$ 分の3）を乗じて得た額とす  
る。ただし、同項ただし書に規定する家屋及び償却資産にあつ  
ては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税  
の課税標準となるべき価格に $\frac{5}{2}$ 分の2（当該償却資産が法第38  
9条の規定の適用を受ける場合にあっては、 $\frac{2}{1}$ 分の1）を乗じ  
て得た額とする。

7 法附則第15条第33項  
附則第15条第32項に規定する設備（同項第1号に掲げるも  
のに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条  
の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限  
り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に $\frac{2}{1}$   
分の1（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあ  
つては、 $\frac{3}{2}$ 分の2）を乗じて得た額とする。

8 法附則第15条第33項  
附則第15条第32項に規定する設備（同項第2号に掲げるも  
のに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条  
の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限  
り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に $\frac{12}{7}$   
分の7（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあ  
つては、 $\frac{4}{3}$ 分の3）を乗じて得た額とする。

9 法附則第15条第33項  
附則第15条第32項に規定する設備（同項第3号に掲げるも  
のに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条  
の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限

り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該設備が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。

- 10 法 附則第15条第38項  
附則第15条第37項に規定する設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、同項に規定する年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とする。
- 11 法 附則第15条第44項  
附則第15条第43項に規定する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条、第46条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第44項  
附則第15条第43項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の1（当該固定資産が法第389条の規定の適用を受ける場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額とする。
- 12 法 附則第15条第45項  
附則第15条第44項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第45条又は第130条第1項の規定にかかわらず、法 附則第15条第45項  
附則第15条第44項に規定する年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とする。
- 13 法 附則第15条第47項  
附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、零とする。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第16条の6 （第1項及び第2項省略）

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第

72条の3第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の第71条の2第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条第2号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(表省略)

2 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	1,000円
第73条第2号ウ	6,900円	1,800円



	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項各号に掲げるガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち、3輪以上のものに対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	2,000円
第73条第2号ウ	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち、3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条第2号の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初

回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第73条第2号イ	3,900円	3,000円
第73条第2号ウ	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第18条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項  
第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第75条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含

む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに  
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人  
を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車  
の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第77  
条から第78条までの規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税  
の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を  
乗じて計算した金額を加算した金額とする。

## 第2条関係

### 附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

- 第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対  
する当該軽自動車が最初の第71条の2第3項に規定する車両番  
号の指定(次項から第5項  
第4項までにおいて「初回車両番号指定」  
という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する  
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条第2号の  
規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定  
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字  
句とする。

(表及び第2項から第4項まで省略)

- 5 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち  
、自家用の乗用のものに対する第73条第2号の規定の適用につ  
いては、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31  
日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分

の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第18条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から~~第5項~~<sup>第4項</sup>までの規定の適用を受け、3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

(第2項及び第3項省略)

横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年2月

横浜市条例第4号）（抜粋）

(~~上段 改正案~~  
下段 現 行)

附則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の第71条の2第3項に規定する」に改め、「（以下の条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項から~~第7項~~<sup>第4項</sup>までを削る。

横浜市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年10月

## 横浜市条例第53号) (抜粋)

( 上段 改正案  
下段 現行 )第33条の6に次の $\frac{8}{3}$ 項を加える。

- 7 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項及び第2項の規定により、これらの規定による申告書（以下この条  
この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされている法人の市民税の申告については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第42項の規定に基づく総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第9項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を經由して行う方法その他法第321条の  
8第42項の規定に基づく総務省令で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

(第8項省略)

- 9 第7項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が  
法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。
- 10 第7項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告

については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第7項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は法第321条の8第46項後段に規定する総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う第7項の申告についても、同様とする。

- 11 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法第321条の8第47項の規定に基づく総務省令で定める事項を記載した申請書に同項の規定に基づく総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前まで（前項に規定する理由が生じた日が同条第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は法第321条の8第4項、第19項若しくは第23項の規定による申告書の提出期限の15日前の日以後で

ある場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。

12 第10項の規定の適用を受けている内国法人は、第7項の申告につき第10項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法第321条の8第53項の規定に基づく総務省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

13 第10項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第10項前段の期間内に行う第7項の申告については、第10項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

14 第10項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第12項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第10項後段の期間内に行う第7項の申告については、第10項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 第1条中条例第21条第5項の改正規定及び条例第33条の6に  
8項  
3項を加える改正規定並びに附則第6項の規定 平成32年4月  
1日

(第4号及び第2項から第5項まで省略)

- 6 新条例第21条第5項及び第33条の6第7項から第14項  
第9項までの規  
定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民  
税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税につい  
て適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日  
前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従  
前の例による。

(第7項及び第8項省略)